

令和2年12月10日

第6回水俣市農業委員会

第6回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年12月10日
開会 9時30分
閉会 10時34分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 12名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
17番 竹下 正治 君 23番 山口 初憲 君
18番 竹本 孝幸 君 24番 池田 郁雄 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君広 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 2名 16番 蒔元 政廣 君 25番 原田 隆義 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1)農用地利用配分計画認可について
(2)合意解約通知について
(3)農地転用許可後の工事の完了について

議第21号 非農地証明書交付について
議第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議第23号 農地法第3条の許可申請について
議第24号 農地法第5条の許可申請について
議第25号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局次長 大川 尊
参事 本村 広揮
参事 松原 真樹

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>おはようございます。 只今より第6回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は14名です。全員出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、12番、前田委員、13番、戸次委員に お願いします。 なお、農地利用最適化推進委員の出席は12名で、欠席は、 16番の蒔元委員、25番原田委員です。 それでは、報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した 委員に読み上げていただきます。 本日は、5番、田畑委員にお願いします。</p>
<p>5番委員 (田畑和雄君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提 供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いし ます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可について、ござ います。 議案書は、1ページになります。3件でございます。 本件は、令和2年10月9日の第4回会議で、貸し人から、 熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、ご 審議、ご承認いただいた土地になります。 記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への 賃借について、11月6日付けで熊本県知事から認可されまし たので、御報告申し上げます。 土地の所在、現況地目、面積は、記載のとおりです。 期間は令和2年12月1日から令和12年11月30日ま での10年となっております。 利用目的は、1番2番は果樹で、3番がもち麦です。 借り賃は、記載のとおりでございます。 利用権の種類は、3件とも賃借権となっております。 場所は、2、3ページに記載しておりますのでご確認ください。 い。</p>

	<p>次に、報告事項（２）合意解約通知についてでございます。議案書は、４ページになります。２件でございます。貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>１番は、農地の一部を売却するために合意解約したものです。</p> <p>この件につきましては、後程、議第２４号において御審議いただくことになっております。</p> <p>２件目は、１４筆でございます。所有権移転のために、合意解約したものです。この件につきましては、後程、議第２３号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>位置につきましては、１件目が５ページに示しております。２件目は、議第２３号の地図をご覧ください。</p> <p>１７ページになります。</p> <p>解約されたのは、右側の上から２つ目、３つ目と下の方の３筆を除いた農地となります。この３筆は、ご本人さんが所有されている農地でございます。</p> <p>次に、報告事項（３）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、６ページになります。３件でございます。</p> <p>それぞれ、表の左から２列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から２列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。</p> <p>以上となります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第２１号、非農地証明書交付について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
９番委員 (廣島康雄君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、９番、廣島委員をお願いします。</p>
９番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第２１号、非農地証明書交付について、説明いたします。議案書は８ページでございます。</p> <p>１番。申請人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳は畑、現況は私道の法面でございます。面積が７２㎡です。</p>

	<p>土地の現況の詳細は、議案書のとおり、私道の法面になっておりまして傾斜地のため耕作が不能であると。申請地は、9ページをご覧ください。</p> <p>現地を12月7日に事務局2名、平松委員、私の4名で行いました。</p> <p>申請地は、私道の法面で傾斜地であり、復元は大変難しいと、判断してきました。</p> <p>申請地は、非農地としても周囲の営農等に全く支障はなく、今後耕作が見込まれる場所でもありません。</p> <p>現地調査の結果、非農地としてもなんら問題ないと思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第21号、非農地証明書交付については、交付してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第21号、非農地証明書交付につきましては、農地法第2条第1項の農地には、該当しないため、証明書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第22号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい。
議 長	はい、2番、松田委員お願いします。
2番委員	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、を説明いたします。

	<p>申請人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳畑、現況は駐車場を造る工事が行われていました。3筆の面積の合計809㎡。</p> <p>理由は、昨年10月10日に、農業委員会で5条申請の説明を致しました。県のほうでは昨年10月24日に県から許可が下りております。</p> <p>申請書は、駐車場の募集をすることで工事を行いました。許可申請時に、駐車場を一括して賃借すると述べていた顧客が、他に駐車場用地を購入したことにより、駐車場としての今後の需要が見込めなくなったという事です。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>この辺りは、新興住宅地でたくさん家ができています。駐車場が不足しているということで工事を行いましたが、先程申しました通り、駐車場としての需要が見込めなくなったということです。今後は、建売住宅として工事を行いたいという事で、申請が出た訳です。</p> <p>土地の造成面積、資金計画、造成費用、建築費用、自己資金証明書は、議案書記載のとおりです。</p> <p>12月7日に現地調査を行いました。事務局から2人、立会人、行政書士、竹下推進委員、私の6人で行いました。場所的には非常に住宅地としても日当たりがよく、とてもいい所だと思います。周りに農地もありませんので、現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	ご質疑、ご意見もないようですので、議第22号、事業計画変更承認申請については、事業計画変更の承認基準を満たしておりますので、承認相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>ご異議もないようですので、議第22号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、本会の意見として承認することに決定いたします。</p> <p>次に、移ります。</p> <p>議第23号、農地法第3条の許可申請について、を議題いたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議 長	はい、4番、山澤委員お願いします。
4番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第23号、農地法第3条の許可申請について、番号1について説明いたします。議案書は15ページをご覧ください。1、2番一緒ですので続けていきます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳、現況共に畑です。面積は2,184㎡一筆でございます。</p> <p>譲受人の状況につきましては、自作地、田畑で合計6,382㎡となっております。下限面積につきましても委任状が付いております。</p> <p>譲受人の農作業の従事日数につきましては150日以上、花を作ったりいろいろと頑張っております。今回の農地を集積し、養子に入ったんですけども跡取りができなかったと、娘ばかり2人嫁にやったんですけどその婿も農業を継ぎそうな子じゃないということで、後継者の事も考慮して全部自分の名義にしてしまおうという事で、決まったことでございます。所有権移転につきましては贈与となっております。</p> <p>申請地は議案書16ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を12月7日事務局2名、行政書士、譲受人、私5名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおり。</p> <p>以上ですが、農業上の効率且つ総合的な利用の確保には支障がないと考えますので、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていると思っておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p> <p>番号2について説明いたします。15ページをご覧ください。</p>

	<p>譲渡人、譲受人、申請地の土地の所在は、議案書記載のとおり17筆、面積合計16,912㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、田畑合わせて39,352㎡となっております、これはお母さん名義がありまして、お母さんのお父さんが亡くなられまして、それを引き継いでいるという事でございます。構成員は記載通りでございます。所有権移転につきましては、贈与となっております。</p> <p>申請地は議案書17ページをご覧ください。現地調査を12月7日に事務局2名、譲渡人、私4名で行いました。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおり。</p> <p>申請地を確認しましたら、全部耕作されていまして、米、野菜を栽培され、譲受人は、早朝から市内の市場等に出荷し、昼夜頑張っておられます。従事日数につきましても200日を超えていると思います。</p> <p>以上ですが、農業上の効率且つ総合的な利用の確保には支障は生じないと考えますので、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていると思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第23号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第23号、農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第24号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>私が、説明します。</p> <p>19ページをご覧ください。農地法第5条許可申請について、1番と2番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況共に畑でございます。面積は302㎡。転用理由、資金計画につきましては、議案書記載の通りでございます。</p>

	<p>す。申請地の農地区分につきましては、第3種農地でございます。</p> <p>申請地は20ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、事務局2名、譲受人、竹本委員、私5名で現地調査を行いました。</p> <p>農地としては、ここは遊休農地で作物も作ってなかったので、何ら問題ないと思います。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用許可に係る許可基準より、個人住宅を建設しても、問題ないと判断して参りましたのでご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして2番をご説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況共に畑でございます。面積は239㎡。転用理由、資金計画につきましては、議案書の通りでございます。申請地の農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>申請地は20ページをご覧ください。先ほどの1番の所になっています。ここは、合意解約でありました所でございます。</p> <p>現在、利用権設定されておりましたけれども、遊休農地になっております。作付けはしておりませんでした。現地調査を7日に、事務局2名と私達と4名で現地調査を行いました。</p> <p>ここは県道でありますけれども側溝は入っております。ここまでは側溝があって、この先の区間だけが側溝がございません。</p> <p>今、県道の方も拡張工事に入っておりますので、ここ2、3年の間に広くなってくると思います。先程と同じように、ここも段差がありまして、何ら農地にも影響がないと思われま。後、残りの部分もそのまま農地で残るんですけども、作付けをされていないから今後どうされるのかわかりません。</p> <p>計画書は、21ページと22ページ、1番と2番が載っておりますので、後でご覧いただければと思います。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用許可に係る許可基準より個人住宅を建設しても問題ないと判断して参りましたのでご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば申し上げます。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
<p>議 長</p>	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第24号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第24号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。 次に移ります。 議第25号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 まず、1番、2番の議案を審議した後、3番から12番の議案を審議します。 なお、1番、2番の、借人である田畑委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、田畑委員の退場をお願いします。
	(田畑委員 退場) 10時04分
議 長	関係委員の説明をお願いします。
14番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員をお願いします。
14番委員	農用地利用集積計画申出についての、1番と2番について説明申し上げます。 1番。貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。 地目は台帳現況共畑です。面積は1,056㎡。 3筆合計面積が2,237㎡です。 始期終期が、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで、期間は5年。利用目的は野菜。借賃は無償。使用貸借権です。借人については、合わせて説明申し上げます。 場所はですね、27ページをご覧ください。ここは借人が、玉葱の苗床として活用されております。 2番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は台帳現況共畑です。5筆合計8,465㎡です。

	<p>始期終期は先程の1番と同じです。期間も同じです。利用目的も野菜で玉葱です。借賃は無償。使用貸借権です。</p> <p>場所は、議案書記載のとおり。</p> <p>借人は、手広く玉葱栽培をやっておられます。本人はJAの玉葱の部会長をされ、農業委員もされており農業を一生懸命やっておられる人でございます。</p> <p>経営面積状況ですが、面積自体は2,356㎡です。</p> <p>2番のほうの場所ですが、申請地は28ページです。</p> <p>現在も玉葱関係を主にやっておられますので、何ら問題はないと思われまますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出についての1番、2番については承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出についての1番、2番については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。
	田畑委員の入場を認めます。
	(田畑委員 入場) 10時11分
議長	次に、10番の件ですが、山澤委員が関わっておられますので、議案書3番から12番までを行って10番を後に回します。
14番委員	はい、議長。

議 長	1 4 番、元村委員にお願いします。
1 4 番委員	<p>3 番について説明申し上げます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。ここは果樹園です。面積が3筆合計で6, 6 2 4 m²。始期終期が令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間です。利用目的は果樹甘夏です。借料が全体で6 0, 0 0 0 円。利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借人の経営面積は、自作地7, 6 9 4 m²です。ここは全部果樹園です。従事者は本人だけでやっておられます。</p> <p>土地の所在は2 9 ページをご覧ください。</p> <p>ここはですね、貸人が高齢で出来ないということで、5、6年前より借人が栽培されており、今回新たに申請となった訳でございます。借人は長年、果樹専門にやっておられまして若いのでこれからも一生懸命やってもらうようお願いして参りました。よって、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
5 番委員	はい、議長。
議 長	5 番田畑委員お願いします。
5 番委員	<p>議第2 5 号農用地利用集積計画の申出について、4 番を説明いたします。2 4 ページです。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況共に畑で面積は1, 9 5 8 m²。</p> <p>始期終期、令和3年1月1日から令和7年12月31日。期間は5年。利用目的は果樹。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権ということで、漁業もしておられますが、魚も捕れないことで、農業も一緒に本格的にやりたいという意向がありまして、頑張っていくということです。歳は5 9 才になります。</p> <p>申請地は、3 1 ページです。</p> <p>場所的にはものすごくいいということで頑張っております。この前、農業機械を買われて本格的にやりたいという思いがありますので、宜しくお願い致します。農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>説明終わります。</p>
議 長	5 番を説明いたします。

	<p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 台帳現況共に畑。面積1,789㎡。始期終期、令和3年1月から令和7年12月31日まで。期間が5年。利用目的は玉葱でございます。貸賃は無償で使用貸借権です。 経営面積は、借入地3,225㎡でございます。 申請地は、30ページをご覧ください。 いろいろな遊休農地を探している所で頑張っておられます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願い致します。</p>
4番委員	はい、議長。
議長	山澤委員お願いします。
4番委員	<p>議第25号、農用地利用集積計画の申出について、利用権は新規で、6番から12番まで、10番を外して説明いたします。 議案書25～26ページをご覧ください。 6番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は田。2筆合計で1,572㎡です。 7番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は田。面積は276㎡です。 8番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は田。面積は2筆で1,219㎡です。 9番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は畑。面積は461㎡です。 11番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は畑。面積は714㎡です。 12番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は畑。面積は2筆合計1,211㎡です。 番号6から12まで。9筆で面積は5,854㎡となっております。 始期終期につきましては、令和3年2月1日から令和13年1月31日まで、期間は10年間となっております。利用目的は、6番から8番までは水田です。水稻栽培です。9番から12番までは野菜となっております。 貸賃につきまして、6番から11番まで無償。利用権の種類は使用貸借権となっております。12番につきましては、全部で15,000円。利用権の種類は貸借権となっております。 借人につきましては、議案書記載のとおり。 今回農地を貸人の7名から農地中間管理機構を通して、新規就農者へ貸したいとの要望がありまして転貸人が借りるようになりました。 申請地は、議案書32～36ページをご覧ください。 水田につきましては基盤整備が完了して、すごく良い状態に</p>

	<p>なっております。稲の状況もいいです。次は水田と畑ですね。</p> <p>借受人の状態につきましては、認定新規就農者として、平成29年に私が受け入れました。農業に従事され米栽培と有機無農薬栽培を手掛け、県外からの注文も多く経営拡大を図りたいとのことでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願い致します。これで説明を終わります。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出についての、10番を除いた3番から12番まで案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、山澤委員の退場をお願いします。</p>
	(山澤委員 退場) 10時30分
事務局次長	はい、議長。
議長	次長お願いします。
事務局次長	<p>議第25号、農用地利用集積計画の申出についての10番について御説明申し上げます。26ページになります。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目につきましては台帳現況共に畑となっております。面積759㎡。始期終期につきましては、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間となります。利用目的は野菜。貸賃は無償で利用権の種類は使用貸借権となります。</p>

	<p>借人につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>場所につきましては、32ページの方にございます。</p> <p>10番の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第25号、農用地利用集積計画の申出の10番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので承認することに決定いたします。</p> <p>山澤委員の入場を認めます。</p>
	<p>山澤委員入場 10時33分</p>
議 長	<p>これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第6回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員